

ススキノ風俗店火災の再発防止に向けた取り組みについて

消防局では、4月28日に発生したススキノ特殊浴場の死者火災を受け、一斉立入検査を実施し、法令違反があった店舗に対して今月中に改善させるべく警告をするなど、再発防止に向けた取り組みを進めています。

今後改善が見られない場合は、消防法に基づく措置命令や防火対象物の使用停止命令なども視野に入れ、「安全で安心なまちづくり」のため、厳格な姿勢で臨みます。

1 特殊浴場 39 店の是正状況

立ち入り検査項目		店舗数 ()	違反指摘 店舗数 4/28 現在	是正店舗数 5/13 現在	
				是正済み	未是正
防火管理	防火管理者	38	9		9
	消防計画	38	13		13
	自衛消防訓練	38	29	10	19
	防火対象物定期点検	36	17		17
	防災物品	39	11	3	8
	火気管理	39	-		-
消防用設備等	消火器	39	1		1
	屋内消火栓設備	17	-		-
	スプリンクラー設備	1	-		-
	自動火災報知設備	38	1		1
	非常警報器具・非常警報設備	38	-		-
	避難器具	37	-		-
	誘導灯・誘導標識	39	9	3	6
消防用設備等点検報告	39	8		8	
避難管理	階段	39	-		-
	避難経路の物件等	39	-		-
	防火戸等の管理	39	3	3	0
	非常時における客室への連絡体制	39	-		-

消防法に基づき、面積・階数・収容人員等で立ち入り店舗数が異なる。

2 「緊急対策本部」設置

- (1) 目的 短期間で集中的に防火安全対策の徹底を図るほか、措置命令を含む権限行使により厳格な是正措置を講じる。
- (2) 対象 風俗店を含むススキノ雑居ビル
- (3) 本部長 消防局予防部長（副本部長 中央消防署長）
- (4) 構成員 各消防署の査察員 20 人
- (5) 設置期間 5月から6月末まで

3 「(仮称)札幌風俗雑居ビル等防火安全対策連絡協議会」設置

(1) 目的

消防・警察・建築・保健分野の4つの機関の情報共有を密にし、合同立ち入り検査等を通じて、実態把握と違反の是正を展開する。

(2) 構成機関

- ・ 消防局予防部指導課長(事務局)
- ・ 中央消防署予防課長
- ・ 都市局建築指導部 課長職
- ・ 保健所 課長職
- ・ 北海道警察生活安全部 課長職
- ・ 札幌方面中央警察署生活安全課 課長職

(3) 設置時期

5月下旬(予定)

4 「(仮称)特別機動査察隊」編成

(1) 目的 委託弁護士と連携しながら、悪質な消防法令違反に対して建物の使用停止命令や告発を視野に対応するとともに、各消防署の査察員へ技術的な支援を行い、市全体の防火安全性の向上を図る。

(2) 活動範囲 市内全域(編成当初はススキノ地区に重点を置く)

(3) 構成員 高度な法令知識・査察技術を備えた消防局予防部指導課職員5人

(4) 設置時期

5月下旬(予定)

5 防火セミナーの開催

消防法令や過去の火災事例等の講義を通じて、防火管理に関する理解を深めるとともに、訓練指導要領(初期消火、避難誘導、通報)の実技を通じて、有事の際に必要な対応行動の修得を図るなど、事業所におけるコンプライアンス(法令遵守)の向上に努める。

実施日	研修対象団体
5月28日	特殊浴場39店舗の経営者および防火管理者
6月3日	ススキノ地区雑居ビルの経営者および防火管理者 (すすきの観光協会、札幌薄野ビルディング協会等の会員)

問い合わせ

消防局予防部指導課 上田、設楽

電話：215-2050